

## 清掃業務委託仕様書

### 第1 共通事項

#### 1 基本事項

この仕様書は作業の大要を示すものであるから、現場の状況に応じ軽微な業務は、この仕様書に定めのない事項であっても、委託者（以下「甲」という。）が美觀又は施設管理上（衛生管理等を含む。）必要と認めて、受託者（以下「乙」という。）に要求した場合は、委託契約の範囲内として実施するものとする。

- (1) 入札時に提出した各種書類に定められた事項を従業員に徹底させ、院内環境の整備、感染防止対策に万全を期しなければならない。
- (2) 乙は、病院スタッフの一員であるとの自覚を持って、業務に当たらなければならぬ。
- (3) 乙は、常に礼儀正しく誠意を持った対応を心掛けなければならない。
- (4) 乙は、業務実施において、医療行為及び療養環境に支障をきたすことがないよう常に気を付けなければならない。
- (5) 乙は、身だしなみを整え、清潔な服装を保ち、事前に甲の承諾を得て、乙が制定した制服を着用しなければならない。また、清掃場所により必要ある場合は、着衣及び履き物の取り替えを行わなければならない。
- (6) 乙は、会社名・氏名が記載され、本人の顔写真入りの統一された名札を着用しなければならない。
- (7) 乙は、作業用ゴミ手袋をしたままメンテナンス道具以外のものに手を触れてはならない。
- (8) 乙が、鍵を使用する場合は、慎重に取り扱うこととし、業務を遂行するために必要な時間と場所に限って使用しなければならない。また、使用後は速やかに甲に返納しなければならない。
- (9) 乙は、業務受託期間及び業務受託期間終了後も、業務上知り得たことについて外部にもらしてはならない。特に、患者の個人情報については堅く秘密を守らなければならない。
- (10) 乙は、針刺し事故等の防止につながる作業標準書の作成、研修、訓練を行い、安全確保のために必要な用具等を揃えなければならない。
- (11) 乙は、受託者が交替することになった場合、円滑に業務が引き継がれるよう、次期受託者に対し、受託期間内に業務引継及び必要な研修等を行うこととし、円滑な業務引継等の遂行を妨げるような行為をしてはならない。
- (12) 本業務の履行に必要な控室等については、甲が準備する。光熱費についても同様とする。
- (13) 乙の責任において生じた施設等の損害及び人的被害等については、乙が賠償するものとする。

## 2 業務実施体制

乙は、業務の高い品質を確保するため、清掃業務責任者を1名、清掃作業責任者を1名、清掃作業副責任者を1名選任し、業務実施に必要な相当数の清掃作業従事者との業務体制を組織しなければならない。また、乙は、清掃業務責任者、清掃作業責任者、清掃作業副責任者及び清掃作業従事者の名簿を、契約締結時に甲に提出しなければならない。なお、これらの者を変更する場合も同様とする。

### (1) 清掃業務責任者

ア 乙は、受託者を代表して受託業務遂行上の問題点を処理し、品質向上に努める責任者として、正社員の中から清掃業務責任者を1名選任しなければならない。

イ 清掃業務責任者の職務は次のとおりとする。

- (a) 常に最善の方法で業務を実施するために、業務の点検、見直しを図る。
- (b) 清掃作業従事者の清掃技術及び患者等に対するマナー等の教育を行い、効果の検証を行う。
- (c) 問題点解決及び業務向上等のため、甲と定期的に協議を行う。
- (d) 業務を円滑に実施できるよう、甲との連絡、調整を図る。

### (2) 清掃作業責任者

ア 乙は、本業務を把握し実際の作業を行う清掃作業従事者を指揮監督する責任者として、正社員の中から清掃作業責任者を1名選任しなければならない。

イ 清掃作業責任者は、清掃の実務経験を3年以上有し、作業に熟知したもので、医療関連サービスマーク制度で規定する病院清掃受託責任者の認定を受けている者であることとする。

ウ 清掃作業責任者は、病院内に常勤し、特定の清掃業務には従事せず専任で業務を総合的に把握・調整し、清掃作業従事者を指揮監督するとともに、甲からの業務上の指示に対し速やかに対応を行わなければならない。

エ 清掃作業責任者は自らがその任に従事できないときは、事前に甲に届け出るとともに、清掃作業副責任者を中心とする体制を整え、甲の承認を得なければならない。

オ 清掃作業責任者の職務は次のとおりとする。

- (a) P H S 等院内呼び出し装置を常に携帯し、各部署からの呼び出しや、本業務に対する苦情、手直し、作業要請等に速やかな対応を行う。
- (b) 清掃作業従事者毎の習熟度合いを把握し、各清掃作業従事者の能力に合わせた育成を行う。
- (c) 常に、業務の点検及び見直しを行う。

### (3) 清掃作業副責任者

ア 乙は、本業務を把握し実際の作業を行う清掃作業清掃員を指揮監督し、清掃作業責任者を補佐するものとして清掃作業副責任者を1名以上選任しなければならない。

イ 清掃作業副責任者は、清掃の実務経験を3年以上有し、作業に熟知したものであることとする。

ウ 清掃作業副責任者は、清掃作業責任者を補佐し、また、清掃作業責任者が任に従事できないときは代行するものとする。

#### (4) 清掃作業従事者

- ア 乙は、次の清掃作業従事者を、業務実施に必要な相当数の人員数で配置しなければならない。
  - (a) 衛生管理に関する教育を受け、感染及び安全管理に一定の知識があり、求められる業務実地が可能な者。
  - (b) 接遇、個人情報保護に関する研修を受けており、適切な態度・言葉使いで患者及び職員等に接することができる者。
  - (c) 清掃作業従事者は、病院清掃の特殊性に留意し、主体的かつ積極的に清潔の保持及び汚染の除去等に努めなければならない。

#### (5) 人員配置

- ア 清掃作業従事者等の人員配置については、業務が円滑に実施できるよう常時適切な人数を配置すること。

### 3 報告及び検査

#### (1) 業務報告書の提出等

##### ア 日常清掃業務の報告

清掃作業責任者は、業務終了後直ちに、甲の指定する業務の実施状況を記載した業務日報及び月報を作成し、実施または書面による検査を受けなければならない。

##### イ 定期清掃及びその他清掃等業務の報告

清掃業務責任者は、定期清掃及びその他清掃等業務について事前に関係部署と調整したうえで、年間・月間等業務実施予定表を甲に提出し、甲の承認を得なければならない。また、業務終了後、速やかに業務実施報告書を甲に提出し、実施又は書面による検査を受けなければならない。

##### ウ 業務報告書の様式等

業務報告書の様式等については、甲が予め承認したものとする。

##### エ 業務手直し

甲が実施する検査の結果、業務内容が仕様書記載事項に適していないと認められるときは、甲は乙に業務の手直しを命ずることができ、乙は速やかに応じるものとする。

##### オ 業務改善

乙は、常に業務内容の点検と見直しを行い、病院の医療機能にふさわしい清潔の保持、汚染の除去、院内感染防止など、病院環境向上に資する清掃となるよう、業務改善に努めなければならない。

### 4 従事者の研修

#### (1) 研修計画

乙は、全清掃作業従事者に対し「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「医療法」等の関係法規（施行令、施行規則等）に基づいた清掃方法、感染対策に加え、接遇、マナーなどに関する理解を深めるための研修を、計画的・定期的に行わなければならない。

- ア 研修計画について、カリキュラム、開催計画、参加予定者等をあらかじめ甲に示し甲の了解を得たうえで策定し、実施しなければならない。
- イ 研修は、採用時及び所属後に従事者のレベル毎に定期研修を実施すること。
- ウ 清掃方法の変更や徹底等直ちに対応しなければならない事項については、計画がない場合でも、甲乙協議のうえ研修を実施すること。
- エ 未受研者には必ず補講を実施すること。

#### (2) 研修内容

研修内容としては、概ね次の内容を目安とすること。

- ア 清掃作業従事者に対する研修
  - (a) 清掃器具の取扱方法及び清掃方法
  - (b) 消毒薬の使用方法及び管理方法
  - (c) 感染防止対策に関する事項
  - (d) 作業区域毎の清掃用具の使い方及び保管方法
  - (e) 基本的な接遇及びマナー
  - (f) 患者等のプライバシー保護
  - (g) その他清掃に関する必要な事項
- イ 清掃作業責任者及び清掃作業副責任者に対する研修
  - (a) 責任者研修（心構え・責任体制・従事者への指導・監督方法等）
  - (b) 業務の点検及び業務の評価
  - (c) 廃棄物処理法、医療法等の医療関係法令及び労働関係法令
  - (d) その他責任者に必要な事項

#### (3) 研修実施報告

乙は、研修実施後、原則として実施された日から7日以内に、実施日時、場所、参加者名、参加者数及び研修内容を記載した「研修実施報告書」を作成し、甲に報告すること。

#### (4) その他

乙は、甲が行う感染防止対策等の研修について参加要請があった場合、積極的に参加すること。

### 5 従事者の健康管理及び感染対策防止

- (1) 乙は、常に清掃作業従事者の健康に留意し、従事者が感染性疾患等に罹患した場合には、速やかに甲に届け出るとともに、当該清掃作業従事者を本業務に従事させないこと。また、感染性疾患等の罹患が疑われる場合にも、甲に報告すること。
- (2) 甲から、特定の健康診断または予防接種の実施を依頼された場合は、乙の負担により速やかに実施すること。その記録について甲から報告の依頼があったときは応じること。

### 6 清掃業務に係わる使用用具・資材及び費用負担区分

- (1) 清掃に使用する器具及び資材は、別に定めるもののほか全て乙の負担とし、甲の承認を受けたものでなければならない。
- (2) 業務に使用する使用用具・資材及び費用負担は別紙1のとおりとする。

## 7 一般事項

- この作業に当たっては、病院の特質を理解し静肅かつ迅速を旨とし、衛生、火気取り扱いに留意するとともに、甲の業務に支障のないよう次の点を注意すること。
- (1) 窓の開放により塵埃を飛散させたり、急激な室温の変化をさせないこと。
  - (2) 清掃器具の発生音や作業上の騒音は極力最小限度にとどめ、又衝撃、湿気及び薬物使用等により建物、機械器具を変質、損傷させないこと。
  - (3) 電気、ガス及び水道の使用は、極力節約に努めること。
  - (4) 床面に置かれている物品で容易に移動できるものは、一旦取り除き清掃を行ない、終了後は直ちにもとの位置に戻すこと。
  - (5) モップ類は、毎日洗浄し、消毒の上乾燥させたものに取り替え、使用済みの濡れた状態で翌日まで保管しないこと。
  - (6) 清掃用具等は、所定の用具入れに収納すること。
  - (7) 嘘の搬送、作業により患者等の通行に支障がないように常に配慮すること。
  - (8) 集塵装置の設置されている場所は、原則として同装置を使用すること。
  - (9) 作業の実施にあたっては、衛生管理及び安全確保に努めること。
  - (10) 雑巾を使用する場合は、水滴が残らないよう完全に拭き取ること。
  - (11) 院長室、副院長室、医局、特別清掃区域の清掃作業従事者は、原則として専任とすること。
  - (12) その他詳細な事柄については、甲の指示を受けること。

## 第2 清掃要領

### 1 業務の範囲及び内容

清掃は、本館等を対象とし、日常清掃と定期清掃に区分する。

- ・ 日常清掃（毎日または開院日（土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び1月29日から1月3日を除く日。）に実施する清掃。）
- ・ 定期清掃（週に1回など定期的に実施する清掃。）

- (1) 清掃場所及び清掃作業日は、別紙2のとおりとする。
- (2) 廃棄物の収集及び収集業者への引渡し。

ア 廃棄物は、毎日別紙3の区分に基づき分別収集し、所定の場所に保管する。

イ 廃棄物収集業者に引き渡すまでの間の廃棄物の保管は、ゴミ袋等が散乱しないよう整理し、景観に配慮すること。

### 2 清掃要領等

清掃場所により、一般清掃区域（特別清掃区域以外の区域）と特別清掃区域（病室、診察室、手術室、透析室、ICU、HCU、NICU）に分け、区域ごとの清掃要領は次のとおりとする。

#### (1) 一般清掃区域の屋外清掃

ア 日常の屋外清掃は、構内全般（地下のドライエリア及び光庭を含む。）について必要により竹箒等を用いて清掃を行い、正面玄関（旧水庭を含む）、キャノピー、急患入口、駐輪場及び北玄関は、清掃作業日に塵收拾を行なうこととする。

- イ 外来南駐車場は、週1回以上、必要により竹箒等を用いて清掃すること。
- ウ バルコニー及び光庭は、月に1回以上塵の收拾を行なうこととし、必要により、水洗い洗浄を行うこと。
- エ 屋上及びキャノピーの屋根（ドレイン廻りを含む。）は、年2回以上清掃することとし、必要により高圧洗浄を行うこと。
- オ 屋外の窓ガラス、窓枠及び網戸の特殊清掃を、年2回実施すること。
- カ 正面玄関（旧水庭を含む）、キャノピー、急患入口、駐輪場及び北玄関等のタイル仕上げ面は、月1回以上散水洗浄し拭き上げを行うこと。
- キ 排水溝の手入れを月1回以上実施することとし、必要により高圧洗浄を行うこと。
- ク 屋外非常階段は、月1回以上（西側非常階段については月2回以上）箒で清掃し、排水口、樋受等の塵埃を除去すること。鳥のふんについては水洗いのうえ拭き上げを行うこと。また、避難訓練前を含め年2回、散水洗浄し拭き上げを行うこと。

## （2）一般清掃区域の屋内の清掃

- ア ビニールシート仕上げの床面は、備え付けの集塵装置を使用するとともに化学雑巾又はモップで拭き上げること。
- イ 地下1階、1階、2階の廊下及びエレベーターホールは、自動床洗浄機を使用し週1回以上清掃すること。
- ウ カーペット、マット等の敷物は、清掃作業日に丁寧にブラッシングを行ない汚れを除去し、湿気のある場合は乾燥を行うこと。
- エ ちり箱、汚物缶、茶殻入れは、清掃作業日に内容物を捨て水洗いふき取りのうえ、汚物缶は消毒すること。
- オ トイレットペーパー、手洗い用石鹼液、便座クリーナーは、清掃作業日に2回以上点検を行ない補給すること。
- カ 一般清掃区域のペーパータオルは、定期的に点検を行い補給すること。
- キ タイルカーペットは、集塵装置を用いて清掃作業日に清掃することとし、年1回以上、中性洗剤による床面洗浄を行うこと。また、エントランスホールについては年2回以上を行うこと。
- ク 清掃区域内にある照明器具の上、額、桟等（エントランスホールカウンター上部及び中央採血室吹抜部の梁を含む。）の塵埃は除去すること。
- ケ 便所の床及び便器等は、清掃作業日に2回以上、トイレ用塩素系漂白剤とブラシで磨き雑巾で拭き上げ、便座の除菌拭きを行うこと。
- コ 便所の清掃終了後は、清掃チェックシートに、日付、清掃時間、担当者を記入すること。
- サ 金属類把手、ステンレス板、手洗い器、鏡等は、清掃作業日に研磨剤若しくは乾布で拭き光沢を保つよう磨くこと。
- シ 一般の手摺並びに階段の手摺、支柱、テーブル、いす等は、清拭し、乾布をもって拭きあげ、清掃作業日に消毒液を用いて拭き上げ、消毒を行うこと。
- ス 給食材料搬入口は、掃き出しのうえモップ拭きを行うこと。

- セ 分娩室、陣痛室の床は専用の濡れモップを用い汚染のないよう拭き上げること。
- ソ 便所の隔板は、清掃作業日に雑巾拭きを行うこと。
- タ ドア及び自動ドアは、清掃作業日に雑巾拭きを行い消毒すること。
- チ 日常清掃で行なえない壁、天井等の塵は、隨時集塵機等で除去すること。
- ツ 待合室は、清掃作業日に2回以上清掃すること。
- テ 待合室の椅子等は、開院日1回以上消毒液を用いて拭き上げ消毒を行なうこととし、必要により、シミ取り等を行なうこと。
- ト 病室、ナースステーション、病棟トイレ、洗濯洗髪室、浴室の床洗浄は、年1回以上実施すること。
- ナ 正面玄関、北玄関のガラスは、清掃作業日に1回以上清掃することとし、他の内部ガラスは、必要により隨時清掃すること。
- ニ 浴室は、専用の洗剤等を用い、浴槽、床、壁、いす等の洗浄を行い、残った水分は拭き上げること。金属部分や鏡は研磨剤若しくは乾布で拭き光沢を保つよう磨くこと。また、かびやぬめりの発生について常に点検し除去を行うこと。

### (3) 特別清掃区域の清掃

特別清掃区域の範囲は、病室、診察室、手術室、透析室、ICU、HCU、NICUとする。

#### 1 病室及び診察室の清掃要領は次のとおりとする。

- ア 清掃作業従事者の服装は、甲の指定する制服及び履き物を着用し、常に清潔を保持すること。
- イ 清掃作業従事者は、原則として、各病棟2名を1組とすること。
- ウ 床の清掃

- (a) 床に置いてある物を移動し、ベットの下や部屋の隅々まで、集塵装置を使用して清掃を行ない、固く絞ったモップで部屋の隅々まで拭く。
- (b) 集塵装置用の掃除ブラシ及びモップは、部屋毎に、ゴミの除去または洗浄を行う。
- (C) 清掃のため移動した物は、元の位置に戻し整理する。
- (d) モップ拭きは、消毒、乾燥させたモップを堅く絞ったものを用い行う。

#### エ 洗面台等の清掃

- (a) 洗面台及び排水蓋を塩素系漂白剤等で磨き雑巾で拭き上げる。
- (b) 部屋の窓枠、空調機及び空調用排気口を雑巾で拭き上げる。

#### オ 便器等の清掃

- (a) 便器をトイレ用塩素系漂白剤とブラシで磨き雑巾で拭き上げ、便座の除菌拭きを行う。
- (b) 便器用とその他で使用する雑巾は、区別する。
- (c) トイレットペーパーの補給を行う。

#### カ ドアの清掃

- (a) ドアは清掃作業日に、固く絞った雑巾で拭くこと。
- (b) 壁、天井等の手あかなど汚染部分を月1回以上清拭すること。
- (c) 内部ガラスは、必要により隨時清掃すること。その際、窓枠、桟、カーテンレール、壁、照明器具等の室内設備についても埃、汚れの除去を行うこと。

- (d) 器具の上、桟等の塵埃は除去すること。
- (e) ブラインド類は、年2回以上清拭すること。

キ その他

- (a) 作業開始前には、病棟の責任者の指示を受け、作業終了後はその旨を報告し確認を受けるものとする。

- (b) 特別清掃区域のペーパータオルは、定期的に点検を行い補給すること。

## 2 手術室の清掃

ア 手術室区域内の清掃は手術室、手洗室、器材室、薬品庫、廊下、便所、洗浄室、浴室、更衣室、麻酔医室、カンファレンスルーム、師長室とする。

イ 室内の清掃及び手術室で使用するスリッパ、器具の洗浄を行う。

ウ 棚、什器、壁等の拭き上げを随時行い、埃、汚れのない状態を保つこと。

エ 手術室の清掃等は、開院日は午前7時30分から午後8時までの間に清掃作業従事者2名以上で業務を行うものとする。また、開院日以外の日は、土曜日、日曜日は午後1時から午後5時までの間に、それ以外の日は午後1時から午後5時までの間に清掃作業従事者1名以上で業務を行うものとする。

なお、休憩は交代で取ることとし、常時清掃に対応できる体制をとること。

オ 他の清掃要領は、病室及び診察室の清掃要領に準ずる。

## 3 透析室の清掃

ア 透析室区域内の清掃は、トイレ、C A P D室、保管庫、洗浄室、廊下、機械室、更衣室の清掃とする。

イ 透析室の清掃等は、月曜日から土曜日までの午後1時から午後4時までの間に、室内の清掃及び器具の洗浄を行う。

ウ 他の清掃要領は、病室及び診察室の清掃要領に準ずる。

## 4 I C U、H C U、N I C Uの清掃

ア I C U及びH C Uは、清掃作業日に床清掃を行うこと。

イ H C Uの清掃は清掃作業日の午後2時30分以降に行うこと。

ウ 手すり、ドア等手に触れる箇所は不織布を用い除菌清拭を行うこと。

エ 他の清掃要領は、病室及び診察室の清掃要領に準ずる。

## 3 床面のワックスの塗布及び消毒

- (1) ワックスの塗布及び消毒は、必要に応じ隨時、行うものとする。

## 4 清掃作業日及び時間

- (1) 清掃は、清掃作業日に行うものとする。

- (2) 作業時間は手術室を除き原則として、午前7時から午後4時とする。

## 5 ベッドメイキング

- (1) 2階医師当直室等22台の寝具類の供給回収を毎週土曜日と日曜日及び12月31日と1月1日に行うこと。但し、寝具を利用した場合のみ交換するものとする。

- (2) 医師公舎1室の寝具等の供給回収を週4回行うこと。その際、居室・浴室・便所等の清掃、ごみの回収を併せて行うこと。清掃にかかる用具、材料は病院が準備したものを使用することとする。
- (3) 寝具等の回収とはシーツ等の取り替え（ベッドメイキング）を行い、回収した寝具等を1階リネン室入り口まで運搬するまでをいう。

## 6 その他

- (1) 甲が検査を行なう場合は、乙の現場責任者は立ち会うものとする。
- (2) 要修理箇所等を発見した場合は、直ちに甲に連絡するものとする。
- (3) 医療廃棄物のゴミ袋は、必要により甲が乙に支給する。

	業務遂行に必要な用具・資材等	費用負担者
1	休憩室の貸与	甲
2	光熱水費	甲
3	被服費（制服・名札）	乙
4	PHS	甲
5	その他の備品（事務机・ロッカー等）	乙
6	業務に必要な事務用消耗品（パソコン含む）	乙
7	掃除機・洗濯機	甲
8	廃棄物収集運搬カート	甲
9	清掃用カート	甲
10	清掃用具（モップ・クロス等）	乙
11	清掃用洗剤・消毒剤等	乙
12	清掃用具洗浄器具等	乙
13	清掃用具洗浄洗剤等	乙
14	ワックス塗布に係わる用具等	乙
15	ワックス塗布に係わる洗剤等	乙
16	ワックス塗布に係わる洗浄器具等	乙
17	ワックス塗布に係わる洗浄剤等	乙
18	その他清掃業務に係わる消耗品（スポンジ・バケツ等）	乙
19	清掃業務に係わる補給品（23～26以外のもの）	乙
20	ゴミ袋（感染性・非感染性）	甲
21	ゴミ袋（一般）	乙
22	感染対策上必要な消耗品等（手袋・エプロン等）	乙
23	ペーパータオル	甲
24	手洗い用石鹼液	甲
25	手指消毒剤	甲
26	便座クリーナー	甲
27	トイレットペーパー	乙
28	日誌・報告書用の用紙及びコピー代	乙
29	乙の研修等にかかる費用	乙

階	地下 (890.76m <sup>2</sup> )															1階 (5,742.81m <sup>2</sup> )																			
	全域				給食			エンジエル室			中央監視		高エネルギー室			全域				薬局		エントランスホール													
	廊 下 (イス含 む)	ホエ ルベ (2 人)	トイ レ (3 人)	階段	給 食 事 務 室	検 收 ホ ー ル	更 浴 衣 室	トイ レ (2 人)	エン ジ エ ル ル ーム	標 本 室	更 浴 衣 室	浴 室	トイ レ	事 務 室 他	通 路	操 作 室	治 療 室 他	廊 下 (イス含 む)	その 他 サ プ ラ イ 他	トイ レ (1 人)	エ レ ベ ー タ (7 人)	階 段 (2 人)	薬 局 全 般	検 收 薬 局 通 路	シ ヤ ワ ー 室	風 除 室	乳 自 動 販 売 機 1	患 者 相 談 支 援 セ ン タ ー	ホ ー ル						
場所	床使用材	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	磁 器 タ イ ル 他	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	ペタ ツイ トル カ ー	シリ ニ ト ル	塗 り 床	塗 り 床	塗 り 床	磁 器 タ イ ル 他	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	シリ ニ ト ル	ペタ ツイ トル カ ー
面積(m <sup>2</sup> )	192.61	88.05	20.81	60.00	37.40	15.60	13.60	5.14	25.32	40.05	5.22	9.00	1.31	89.86	41.85	27.84	217.10	790.47	328.86	57.14		120.00	430.92	61.24	3.64	48.00	31.20	48.90	682.61						
集塵装置、モップ拭き	開	開	開	日	週	日	日	月	月2	月	月	日	日		週2	週2	週2	日		開	日	日	週	日	日	開	開	週	開						
床洗浄及びワックス塗布、つや出し	年2	年2	年2	年2	年2	年2				年				年	年	年	年	年2	年	年2		年2	年	年		年	年		年	年					
自動床洗浄機等による清掃	週	週	年															週	年										年2						
塵入れ、汚物入れ清掃			開			日		日	月2		月		日				日	日		開			週	日	日	日	開	開	開						
鏡、手洗い器、金属部磨き、ドア、什器拭き上げ			開			日	日	日	月2		月	月2	日							開	週		週	日	開	週2	週								
消毒液による清掃	開	週	開	週			開						週					開	開	週	週	週	月			月									
カーペット・マット敷物等の清掃					日			月2									日						日	開			開								
手摺、支柱拭き上げ	開	開	開	開			開					週2					開	開	開	開	開				週2	週2	週2								
竹箆、塵収拾																																			
天井、扉、壁面汚点部点検除去			月			月	月			月	月	月						月				月			月										
散水及び拭き上げ																																			
トイレットペーパー、洗浄液等補給			開			日						日						日																	

凡例： 日—毎日、週—週1回、週2—週2回、2週—2週に1回、月—月1回、月2—月2回、年—年1回、年2—年2回、開—開院日、開+土—開院日及び土曜日

階	1階 (5,742.81m <sup>2</sup> )																								
	エントランスホール		外来				宮崎大学講座等				外来化学療法室 (294.3m <sup>2</sup> )				レントゲン				事務						
場所	医事係相談室	エスカレーター	む外 來待合 (イ ス含 む)	診察室他	看護師休憩室	トイレ (3)	リカバリーリー室	機材庫	宮崎大学講座室	廊下	更衣室	脱衣・シャワーリー室	化学療法室全域	トイレ (2)	家族待合室等 ム、	相談室	事務操作室ホル ーム	撮影室 (13)	技師長フローム	結石破壊室	R I ス含む 待合	トイレ (7)	トイレ (7)	栄養指導室	医事課他
	床使用材	ペタツイ トルカ	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール	シリ トール		
面積(m <sup>2</sup> )	11.10	478.28	942.80	27.90	9.15	21.60	19.20	28.80	28.70	10.21	1.71	233.05	12.91	38.69	9.65	154.30	779.01	56.55	21.84	25.45	16.48	27.68	184.77		
集塵装置、モップ拭き	週	開	開	開	開	開	週	週	週	開	開	開	開	開	開	週2	週2	週2	週2	開	開	週			
床洗浄及びワックス塗布、つや出し			年2	年	年	年2	年	年	年				年	年2			年	年	年	年	年	年2	年		
自動床洗浄機等による清掃			週			年							年		年							年			
塵入れ、汚物入れ清掃			開	開	開	開				開	開	開	開	開	開	日	日	日			開	日			
鏡、手洗い器、金属部磨き、ドア、什器拭き上げ	週	開	開	月2	開					開	開	開	開	開	開	週2		週2			開	週			
消毒液による清掃	開	開	週		開	週	週		開		週	開	週2							開	開				
カーペット・マット敷物等の清掃										開															
手摺、支柱拭き上げ	開	開	開		開	週	週		開		開	開	2週						開	開					
竹箆、塵収拾																									
天井、扉、壁面汚点部点検除去					月					月		月								月					
散水及び拭き上げ																									
トイレットペーパー、洗浄液等補給					開						開								開						

凡例：日—毎日、週—週1回、週2→週2回、2週→2週に1回、月→月1回、月2→月2回、年→年1回、年2→年2回、開→開院日、開+土→開院日及び土曜日

階 場所	2階 (5,142.7m <sup>2</sup> )																														
	全域							当直室			看護師更衣室			臨床検査			エコーベンチ			外来				事務・医局							
	階段	むルエー・レベ下ー(タホスー含)	講堂	中会議室	セ会議室タ・地域医療	トイレ(2)	看護助手更衣室等	当直室(8)	仮眠室	(2室)浴室・脱衣室	更衣室・通路	浴室・トイレ	仮眠・休憩室	更衣室(6)	生化学検査	スタッフルーム他	当直室(2)	(2室)浴室・脱衣室	む待合室(イス含)	検査室	ロッカールーム	屋外階段	む外来待合(イス含)	トイレ(15)	診察室他	乳児コナ	(中央検査)血	生理検査室他	院長室	応接室	
床使用材	シビニートル	シビニートル	ペタツイルカ	ペタツイルカ	ペタツイルカ	ペタツイルカ	ペタツイルカ	シビニートル	ペタツイルカ	ペタツイルカ	塗り床他	シビニートル	タイル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	鉄骨塗装	シビニートル	磁器タイル他	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	ペタツイルカ	ペタツイルカ		
面積(m <sup>2</sup> )	60.00	256.96	232.78	67.26	76.66	26.18	202.49	76.52	76.52	28.39	45.03	6.46	34.60	222.55	465.81	116.78	28.39	11.30	134.60	2.10		548.55	93.42	1,008.04	5.40	31.68	126.31	30.21	30.21		
集塵装置、モップ拭き	日	日	月	月	月	日	週	日	日	日	日	日	日	週2	2週	2週	日	日	開	開	週2		開	開	開	開	開	週	週		
床洗浄及びワックス塗布、つや出し	年2	年2				年2	年			年	年		年		年	年	年	年	年	年	年	年	年2	年2	年	年	年	年			
自動床洗浄機等による清掃		週	年	年	年	年		年	年		年											週	年					年	年		
塵入れ、汚物入れ清掃		日	月	月	月	日	日	日	日		日	日	日	週2			日	日	開	開	週2		開	開	開	開	開	開	週		
鏡、手洗い器、金属部磨き、ドア、什器拭き上げ		週	月	月	月	日	週	週	週		日		週2			週	週	開	開	週2		開	開	開	週	週	週	週	週		
消毒液による清掃	開	開				開					日		週2					開	週	週2		開	開	週	週	週	週				
カーペット・マット敷物等の清掃			月					日	日	日		日					日														
手摺、支柱拭き上げ	開	開				開					月2		月2					開	週	週2		開	開	週	週	週	週				
竹箆、塵収拾																					月										
天井、扉、壁面汚点部点検除去						月				月	月	月					月							月							
散水及び拭き上げ																						年2									
トイレットペーパー、洗浄液等補給						日					日											開									

凡例：日—毎日、週—週1回、週2—週2回、2週—2週に1回、月—月1回、月2—月2回、年—年1回、年2—年2回、開—開院日、開+土—開院日及び土曜日

階	2階 (5,142.7m <sup>2</sup> )													3階 (3,358.1m <sup>2</sup> )																				
	事務・医局													手術				全域			病棟				病棟									
場所	副院長室 (2)	事務局長室	看護部	看護部長室	廊下	トイレ(3)	医局・更衣室	副院長室	事務室	臨床支援室	図書室	女性医師更衣室	臨床支援科更衣室	食堂等	医局等	待合室・食堂	ボンベ室	イレトイレ(休憩室ト)	HCU・ICU	更休衣憩室・当直室・	M E庫	手術室他全室	中央材料室	エレベータホール	廊下	病室	処置室(3)	汚物処理室(7)	トイレラーム	洗濯洗髪室	浴室・特浴	ルカンフアレンス	ンナースステーション	ラウンジ
	ペタツイトルカ	ペタツイトルカ	ペタツイトルカ	ペタツイトルカ	ペタツイトルカ	ペタツイトルカ	磁器タイル他	ペタツイトルカ	シビニートル	ペタツイトルカ	シビニートル	ペタツイトルカ	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	塗り床	塗り床	ペタツイトルカ	シビニートル	シビニートル			
面積(m <sup>2</sup> )	33.06	18.00	47.76		222.87	11.86	178.45	10.60	52.38	110.00	50.00	17.00	15.00	73.04	123.48	187.90		4.68	194.77	973.30			453.81	76.50	365.30	676.46	30.00	44.71	14.56	41.16	288.71	6.24		
集塵装置、モップ拭き	週	週	週	週	開	日	週	週	週	週	週	週	週	週	週	開+土	週	日	日	日	開	日		日	日	日	日	日	日	日	日			
床洗浄及びワックス塗布、つや出し						年2		年	年	年	年			年	年	年		年	年	年	年	年	年2	年2	年					年				
自動床洗浄機等による清掃	年	年	年	年	年	年												年							年	年	年	年	年	年				
塵入れ、汚物入れ清掃	週		週	週	日	日	週	週								開+土		日	日	日	開	日		日	日	日	日	日	日	日				
鏡、手洗い器、金属部磨き、ドア、什器拭き上げ	週		週	週		日	週	週								開+土		日	日			日		日	日	日	日	日	日	日				
消毒液による清掃						週												週	週			週		月	月2	日	日		週	週				
カーペット・マット敷物等の清掃																									日	日								
手摺、支柱拭き上げ					週	週										開					日		週	日	週	日	週							
竹箆、塵収拾																																		
天井、扉、壁面汚点部点検除去						月												月			日					月	月							
散水及び拭き上げ																																		
トイレットペーパー、洗浄液等補給						日												日			日			日	日	日								

凡例：日—毎日、週—週1回、週2→週2回、2週→2週に1回、月→月1回、月2→月2回、年→年1回、年2→年2回、開→開院日、開+土→開院日及び土曜日

階	4階 (2,298.4m <sup>2</sup> )															5階 (2,147.8m <sup>2</sup> )																
場所	病棟																病棟															
	階段	エレベータホール	廊下	食堂等	デイルーム	ラウンジ	洗濯室	洗髪室他	ト浴室(UB)	浴室	汚物処理室(6)	ルカーンフアレンス	ナースステーション	病室	NICU	分娩室	処置室	新生児室	階段	エレベータホール	廊下	デイルーム	ラウンジ	洗濯洗髪室	汚物処理室(3)	浴室(2)	心臓リハビリテーション	病室	処置室	ルカーンフアレンス	ナースステーション	透析室
床使用材	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	塗り床	シビニートル	シビニートル	タイル	塗り床	ペタツルカー	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル	シビニートル			
面積(m <sup>2</sup> )	60.00	565.68	71.40	30.27	6.15	5.94	74.21	5.12	2.95	88.06	261.59	647.00	253.11	91.87	64.01	71.10	60.00	621.72	30.27	13.09	11.88	93.84	28.30	71.40	878.29	30.00	209.14	99.90				
集塵装置、モップ拭き	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	月～土		
床洗浄及びワックス塗布、つや出し	年2	年2	年2	年	年	年												年	年	年2	年2	年2	年	年		年	年			年2		
自動床洗浄機等による清掃							年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年	年					年	年	年	年	年	年	年			
塵入れ、汚物入れ清掃				日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日				日	日	日	日	日	日	日	日	月～土		
鏡、手洗い器、金属部磨き、ドア、什器拭き上げ				日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日				日	日	日	日	日	日	日	日	月～土		
消毒液による清掃	月	月2	月2	日	月2				日		日	週	週	日	日	日	日	日	月	月2	月2	月2		日	日	日	日	週	週	月～土		
カーペット・マット敷物等の清掃				日					日	日				日											日						月～土	
手摺、支柱拭き上げ	週		週	週			週	週	週	日				日					週	週			週	日	週		日			月～土		
竹箒、塵收拾																																
天井、扉、壁面汚点部点検除去				月					月	月	月														月	月						
散水及び拭き上げ																																
トイレットペーパー、洗浄液等補給										日		日		日		日									日			日			月～土	

凡例：日→毎日、週1→週1回、週2→週2回、2週→2週に1回、月→月1回、月2→月2回、年→年1回、年2→年2回、開→開院日、開+土→開院日及び土曜日

階 場所	6階 (2,003.0m <sup>2</sup> )													7階東 (1,176.05m <sup>2</sup> )														
	病棟														病棟													
	階段	エレベーター	廊下	デイルーム	ラウンジ	洗濯洗髪室	汚物処理室(3)	浴室・特浴	食堂	病室	処置室	ルカーンフアレンス	ンナースステーション	階段	エレベータホール	廊下	デイルーム	ラウンジ	洗濯洗髪室	汚物処理室(3)	浴室・薬湯・特浴	食堂	病室	処置室	ルカーンフアレンス	ンナースステーション		
床使用材	シリコートル	シリコートル	シリコートル	シリコートル	シリコートル	塗り床	塗り床	タイル	シリコートル	シリコートル	シリコートル	ペタツイルカ	シリコートル	シリコートル	シリコートル	シリコートル	シリコートル	シリコートル	シリコートル	シリコートル	シリコートル	シリコートル	シリコートル	ペタツイルカ	シリコートル	シリコートル		
面積(m <sup>2</sup> )	60.00	572.90	30.27	13.09	12.96	94.24	28.30	71.40	859.03	51.60	209.24			60.00	368.50	15.13	6.54	12.96	47.26	24.60	70.62	452.98	27.60	89.86				
集塵装置、モップ拭き	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日		
床洗浄及びワックス塗布、つや出し	年2	年2	年2	年	年				年		年			年2	年2	年2	年	年				年		年				
自動床洗浄機等による清掃						年	年	年		年		年	年						年	年	年		年		年	年		
塵入れ、汚物入れ清掃		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日				日	日	日	日	日	日	日	日	日	日		
鏡、手洗い器、金属部磨き、ドア、什器拭き上げ				日	日	日	日	日	日	日	日	日	日				日	日	日	日	日	日	日	日	日	日		
消毒液による清掃	月	月2	月2	月2		日	日	日	日	日	日	日	週	月	月2	月2	月2		日	日	日	日	日	日	週	週		
カーペット・マット敷物等の清掃								日		日											日		日					
手摺、支柱拭き上げ	週		週			週	日	週	日					週		週		週	日	週	日							
竹箆、塵收拾																												
天井、扉、壁面汚点部点検除去						月	月														月	月						
散水及び拭き上げ																												
トイレットペーパー、洗浄液等補給						日		日												日		日						

凡例：日—毎日、週—週1回、週2—週2回、2週—2週に1回、月—月1回、月2—月2回、年—年1回、年2—年2回、開→開院日、開+土→開院日及び土曜日

階														
場所	7階西 (804.59m <sup>2</sup> )													
	リハビリテーション室													
ンリハ ビリ テー シヨ	トイ レ	言語 聴覚 室1	言語 聴覚 室2	言語 聴覚 室3	検 査・ 評 価 室	機 材 庫	ス タ ッ フ ル ーム	ルカ ー ン フ ア レン ス	更 衣 室	シャ ワ ー	更 衣 室 ト イ レ	ア 相 談 室 ( デ イ ケ	廊 下	
床使用材	トビ ニ ー ル シ ー ル シ ー ル シ ー ル カ ー ル タ イ	トビ ニ ー ル シ ー ル シ ー ル カ ー ル タ イ	トビ ニ ー ル シ ー ル シ ー ル カ ー ル タ イ	ペタ ツイ ル カ ー ル タ イ	ルビ ニ ー ル カ ー ル タ イ	トビ ニ ー ル シ ー ル シ ー ル カ ー ル タ イ								
面積(m <sup>2</sup> )	379.24	8.64	15.00	15.00	15.00	16.47	16.19	113.90	16.24	19.36	3.94	3.18	16.00	166.43
集塵装置、モップ拭き	開	開	開	開	開	週	開	開	週2	開	開	開	開	日
床洗浄及びワックス塗布、 つや出し	年2	年	年	年	年	年	年	年			年2	年	年2	
自動床洗浄機等による清 掃	年										年			
塵入れ、汚物入れ清掃	開						開	開	開	開	開	開	開	日
鏡、手洗い器、金属部磨 き、ドア、什器拭き上げ	開								週2	開	開	開	週	
消毒液による清掃	開						週	週	週2		開	週	月2	
カーペット・マット敷物等の 清掃							週	週		開				
手摺、支柱拭き上げ	開						週	週	2週		開		週	
竹箒、塵収拾														
天井、扉、壁面汚点部点 検除去	月									月	月			
散水及び拭き上げ														
トイレットペーパー、洗浄液等 補給	開									開				

凡例： 日—毎日、週—週1回、週2—週2回、2週—2週に1回、月—月1回、月2—月2回、年—年1回、年2—年2回、開→開院日、開+土→開院日及び土曜日

## 廃棄物分別表

廃棄物の種類	イ 燃えるゴミ	ロ 燃えないゴミ	ハ 注射針等	ニ 空缶	ホ 空瓶	ヘ 古紙	ト ダンボール箱
1 一般 廃棄物 医療機関から排出される廃棄物の内 2及び3の医療廃棄物を除く廃棄物	病室の生活ゴミの内、燃えるゴミ Nsセンター、処置室等での事務に伴う燃えるゴミ 事務局等の燃えるゴミ 紙屑、木材屑等	病室の生活ゴミの内、燃えないゴミ Nsセンター、処置室等での事務に伴う燃えないゴミ 事務局等の燃えないゴミ等	—	ジュース缶 飲料瓶等	ジュース瓶、 新聞紙、雑誌、 コンピューター用紙、 ミスコピー等	新聞紙、雑誌、 コンピューター用紙、 ミスコピー等	薬局のダンボール箱等
2 感染性 廃棄物 医療機関から排出される医療廃棄物の内感染症を生ずる恐れがある廃棄物	注射針、メス、安全カミソリ、縫合針、アンプル等その他銳利なもの <u>汚染されたガーゼ、包帯、脱脂綿、布切れ、紙オムツ等</u> 血液に使用したバックセット、カテーテル、その他のチューブ 注射筒、ウロガード、ゴム手袋等 ※燃えるものや燃えないものの区別をしない。			薬缶等	薬瓶等	—	—
3 非感染性 医療廃棄物 医療機関から排出される医療廃棄物の内感染症を生ずる恐れのない廃棄物	<u>汚染されていない</u> ガーゼ、包帯、紙オムツ、脱脂綿等	<u>汚染されていない</u> プラスチックボトル ギブス、プラスチック屑 金属屑、布切れ等	—	—	ガラスの点滴瓶、	—	—